

みんなで防ごう！ 高齢者虐待

高齢者虐待とは、
どのようなことを言うの？

～介護をがんばりすぎていませんか？～

高齢者虐待防止法では大きく5つに区別されています。

- 【**身体的虐待**】暴力を加える…たたく、つねる、蹴る、縛り付ける、意図的に薬を過剰に与える 等。
- 【**介護・世話の放棄、放任**】世話をしない…入浴させない、食事をあたえない、必要なサービスを使わせない 等。
- 【**心理的虐待**】精神的な苦痛を与える…怒鳴る、悪口をいう、子ども扱いする、排泄などの失敗に対して恥をかかせる 等。
- 【**性的虐待**】性的な行為を強要する…懲罰的に下半身を裸にして放置、キス・性器接触の強要 等。
- 【**経済的虐待**】金銭や財産を勝手に使う…必要な金銭を渡さない・使わせない、年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する 等。

悩んでいませんか？高齢者の介護や世話のこと 「虐待者が悪者だから」虐待が起きている訳ではありません

- 高齢者に認知症状がある
- 介護の負担をひとりで抱えている
- 夫婦のみ、高齢者と単身の子どもなど小規模家庭
- 経済的に困窮している
- 近所づきあいが無い
- 介護者に疾病や障がいがある 等、
高齢者虐待が起こりやすい要因となります。

介護を一人で抱え込んでいませんか？ 近隣で気になるご家庭はありませんか？
お気軽に 保健福祉課 地域包括支援センターへご相談ください。

お問い合わせ 保健福祉課 地域包括支援センター ☎ 889-3534

虐待が起きない地域づくりのために

生きていけばいずれ高齢者になり、だれもが高齢者の虐待問題に直面する可能性があります。すべての人が安心して暮らせるように、虐待を未然に防ぎ、助け合える地域づくりが求められます。



受講者募集 創業セミナー

案内
主催：南風原町商工会
共催：南風原町
日時：3月11日(日) 13:00～16:00
場所：南風原町商工会 2F 研修室
対象者：南風原町民又は南風原町で開業を予定されている方(優先)
※県内で創業を予定されている方もお問い合わせください。
内容：沖縄振興開発金融公庫 創業資金各種制度説明
沖縄県創業者支援融資制度説明(県制度)
事業計画書作成について
開業に向けた準備について
講師：沖繩振興開発金融公庫 創業融資班 課長 嶺井 忍 氏
ReHug(株) 代表取締役 公認会計士 本永 敬三 氏
受講料：無 料

お問い合わせ 南風原町商工会 担当：金城和也
☎ 889-6121 FAX889-4313

交通災害共済に 加入しましょう

「交通災害共済」に加入すると・・・

交通事故で負傷し治療を受けた場合、もしくは死亡の場合に、見舞金が支給されます。

【掛金】
加入者1人につき年額500円

【共済期間】
平成30年4月1日～平成31年3月31日
(※4月1日以降は申込翌日から対象となります)
町民であればどなたでも加入できます♪

お申し込み・お問い合わせ
総務課(役場3階) ☎ 889-4415
平成30年3月31日までは各自治会でも申込可



遺産分割

女性の平均寿命が86歳を超える時代、不幸にも夫に先立たれたら妻は自分の住む家と老後の生活資金を確保する。配偶者には2分の1を相続しても税金はかからない。

税理士 法人 八幡会計事務所

税理士 八幡 繁信 税理士 浦本 智香子
那覇市寄宮2丁目5番45号 電話(098)854-2440

沖縄県知事免許(5)2898号
宅地・建物・取引
店舗・アパート・斡旋管理

大盛不動産

電話(098)889-6677 FAX(098)889-6688
携帯 090-1942-8450
沖縄県南風原町字津嘉山1498番地

～戦没者等のご遺族の皆様へ～

第10回 特別弔慰金について

第10回特別弔慰金の請求期限が近づいています。

平成30年4月2日(月) までに、申請をしてください。

○支給対象者

平成27年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、先順位のご遺族お一人に支給します。

○申請場所

子ども課窓口 (南風原町役場 1階)
※平成27年4月1日以降にすでに請求を済ませている方は、手続きを行う必要はありません。

お問い合わせ 子ども課 特別弔慰金担当 ☎ 889-7028

成年後見制度

成年後見制度とは

認知症などの理由で判断能力が不十分な人の日常生活を法律的に支援する制度です。後見人は財産管理やサービス利用のサポート、契約の代理や取り消しを行います。

一方、任意後見制度は、現在は判断能力が十分ある人が、将来、認知症などで判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ誰にどのような支援をしてもらうかを契約しておく制度です。



名称		法定後見制度			任意後見制度
		後見制度	保佐制度	補助制度	任意後見制度
利用出来る人		日常生活で、判断能力がほとんどない人	日常生活で、判断能力が著しく不十分な人	日常生活で、判断能力が不十分な人	現在判断能力が十分ある人
開始の 手続	申立権者	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長等(家庭裁判所で申立を行います)			本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者
	本人の同意	不 要			必 要
支援する人		成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人
支援する 人が 与えられる 権限	代理権	本人が行うすべての法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	本人との契約で定めた行為(公正証書で定めた範囲)
	同意権・取消権	日常生活に関する行為※以外のすべての行為(取消権のみ)	法律上定められた重要な行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	なし

※日用品の購入など「日常生活に関する行為」については、取り消しの対象になりません。

後見人等が必要だが身寄りのない、または親族がいても音信不通の状況等にある方に対して南風原町では成年後見制度利用支援事業を行っています。

詳しくは 保健福祉課 地域包括支援センターへご相談ください。

お問い合わせ 保健福祉課 地域包括支援センター ☎ 889-3534

人工透析専門

つかざん腎クリニック 検索

098-888-3200

院長 安達秀樹
〒901-1117 南風原町津嘉山1490番地
サンエーつかざんシティ向かい
メディカルプラザつかざん4階

- 患者様やご家族に
安心の5つ星。
- ★透析の送迎サービスが充実
 - ★介護タクシーが利用できる
 - ★透析専門医が診るから安心
 - ★お食事が美味しい
 - ★待ち時間が少ない